

令和元年（2019年）9月定例議会  
提出議案市長説明要旨（01.9.19）

本定例議会に提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第78号から議案第84号までの7件は、平成30年度横須賀市一般会計、及び特別会計国民健康保険費等の歳入歳出決算で、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するため提出するものです。

議案第85号から議案第87号までの3件は、平成30年度横須賀市水道事業会計等の決算で、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定により議会の認定等に付するため提出するものです。

まず、一般会計の決算について概要を申し上げます。

平成30年度の実質収支は約35億円となり、前年度と比較して、約5億円の増となりましたが、収支の中には、臨時的な収入として土地の売払収入が8億円、特別会計国民健康保険費からの繰入金が20億円、財政調整基金からの取崩額も12億円含まれております。

これらを除くと、単年度の収支バランスはとれていない状況です。

前年度との比較で申し上げますと、

歳出面では、国民健康保険や介護保険への繰出金が減少したため社会保障費は減少しましたが、人件費や公債費などは増加しています。

また、歳入面では、大規模建設事業の実施に伴う国庫補助金や市債が増加していますが、市税および地方交付税などの基幹的な歳入は減少しました。

これらにより、経常収支比率は102.1%となり、前年度と比較して3.3ポイントの悪化となっています。

財政健全化法に基づく一般会計等の健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準を超えるものではありませんでした。

今後も、横須賀再興に向け、スピード感を持って施策を展開するため、財源の獲得と行財政改革に取り組んでまいります。

次に、特別会計及び企業会計については、病院事業会計が赤字決算となりました。その要因は市民病院の赤字によるものですが、収支自体は改善しております。

なお、財政健全化法に基づく資金不足比率については、各企業会計とも不足は生じておりません。

以上、平成30年度各会計の決算について、概要と所見を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決いただくようお願い申し上げます。